

郡山看護専門学校 看護学科 履修規程

平成 25 年 4 月 1 日
郡山看護専門学校 規程 第 2 号
改正 平成 30 年 4 月 1 日
改正 令和 4 年 4 月 1 日

(目 的)

第 1 条 この規程は、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）及び同施行令（昭和 28 年政令第 386 号）、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省第 1 号）、看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン、並びに福島県看護師等養成所の運営に関する指導要領等の規定に基づき、学則第 12 条、第 13 条及び第 18 条に定める看護学科における授業科目（単位）の履修、成績の評価及び卒業の認定等に関し、必要な事項を定める。

(授業科目の履修及び単位の修得)

第 2 条 本校の看護学科に入学した者は、校長が別に定める当該年度における学年ごとの教育計画に基づき、授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

2 1 授業科目は、1 単位又は 2 単位で構成され、1 単位は 15 時間から 45 時間の授業時間をもって構成する。

(授業の方法)

第 3 条 授業は、講義、演習、実験・実習（臨地実習を含む）、実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項に定める授業方法のほか、専修学校設置基準に基づき、多様なメディアを高度に活用した教室等以外の場所で履修させることができる。

(授業時間)

第 4 条 学内において行う講義、演習、実験・実習（臨地実習を除く）、実技（以下「学内授業」という。）の 1 授業時間は 90 分とし、次の授業時間割により実施する。

1 時限目 9：15～10：45

2 時限目 10：55～12：25

3 時限目 13：25～14：55

4 時限目 15：05～16：35

2 単位認定に必要な履修時間（以下「単位履修時間」という。）の算出にあたっては、45 分を単位履修時間 1 時間とし、前項に定める 1 授業時間（90 分）は単位履修時間 2 時間とする。

3 臨地実習においては 60 分を基本として、原則 8 時 30 分から 17 時 00 分までの間で実施し、1 授業科目の単位履修時間は 90 時間（2 単位）とする。なお、1 日の実習時間及び授業時間割については、臨地実習先施設若しくはカリキュラム編成等の状況を踏まえ、別に定める。

(欠課時間の取り扱い)

第5条 学内授業において、欠席等により授業を受けなかった場合の1授業時間(単位履修時間2時間)における欠課時間の取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 授業を受けなかった時間が30分以上となった場合、当該授業時間の全部(単位履修時間2時間)を欠課時間として取り扱い、出席時間から差し引く。
 - (2) 授業を受けなかった時間が15分以上30分未満の場合は、単位履修時間1時間を欠課時間として取り扱い、出席時間から差し引く。
 - (3) 授業を受けなかった時間が15分未満の場合は、欠課時間として取り扱わず、出席時間から差し引かない。
- 2 臨地実習においては、実習を行わなかった時間を欠課時間とし、出席時間から差し引く。ただし、1日の総欠課時間に1時間未満の端数が生じた場合、15分未満は切り捨て、15分以上は1時間に切り上げる。
- 3 前項に定めるもののほか、欠席等出席状況に係る取り扱いについては、「欠席、公欠席等規程」による。

(公欠の取り扱い)

第6条 欠席、公欠席等規程第4条に基づき公欠として認められた場合の授業日数の取り扱いは次のとおりとする。

- (1) 公欠席の場合は、授業日数から当該日数を差し引いた日数を出席すべき日数として取り扱う。
 - (2) 公欠時間の場合は、授業日数から差し引かない。
- 2 前項に定める公欠席公欠として取り扱った時間が授業時間の場合であっても、当該時間を授業時間並びに単位履修時間からは差し引かず、必要な授業内容の確保に努めるものとする。
- 3 前各項に定めるもののほか、公欠に係る取り扱いについては、「欠席、公欠席等規程」による。

(追実習)

第7条 臨地実習を行うことができなかつた者で、欠席、公欠席等規程第4条の規定に基づき公欠と認められた者は、追実習を受けることができる。ただし、実習先において追実習の受入を断られた場合は、校長が認めた内容をもってこれに変えることができる。

- 2 追実習を受けようとする者は、指定した期日までに、「追実習願」(第1号様式)を校長に提出し、許可を受けなければならない。
- 3 校長は、追実習願を受理後、追実習を行うことが適当と認めたときは、「追実習許可証」(第2号様式)を交付し、追実習を実施する。
- 4 追実習を受けた者は、第8条に定める試験若しくは第9条に定める追試験を受けることができる。

(試験)

第8条 成績の評価を行うにあたり、各授業科目(単位)の講義、実習等の終了後、次の方法により試験を行う。

- (1) 筆記試験

- (2) 実技試験
 - (3) レポート
 - (4) その他、担当教員及び講師（実習指導者を含む）が適当と認めた方法
- 2 試験は、100点を最高点として、60点以上を合格とする。
 - 3 授業科目（単位）ごとの出席時間数が当該授業時間数の3分の2に満たない場合、又は、担当教員及び講師（実習指導者を含む）が試験を受けるための事柄が不十分と判断した場合は、試験を受けることができない。
 - 4 試験の開始時間より15分以上遅れた者は、試験を受けることができない。
 - 5 試験中に不正を行った者については、当該試験の得点を0点とする。

（追試験）

第9条 次の各号に該当する事由により、前条に定める試験を受けられなかった者は、追試験を受けることができる。

- (1) 「欠席、公欠席等公欠規程」第4条の規定に基づき公欠と認められた場合
 - (2) その他、校長が特に認めた場合
- 2 追試験を受けようとする者は、指定した期日までに「追試験願」（第3号様式）を校長に提出し、許可を受けなければならない。
 - 3 校長は、追試験願を受理後、追試験を行うことが適当と認めたときは、「追試験許可証」（第4号様式）を交付し、追試験を実施する。
 - 4 追試験は100点を最高点として実施するが、得点の上限は90点とし、60点以上を合格とする。ただし、第1項第1号に定める公欠と認められた場合は、得点の上限に係る規定は適用せず100点を最高点とする。
 - 5 追試験当日に受験できない者及び不正を行った者の取扱いは、前条第4項及び第5項の規定に準じる。

（再試験）

第10条 第8条に定める試験及び前条に定める追試験を受けられなかった者、又は合格点に満たなかった者は、再試験を受けることができる。ただし、原則として1授業科目1回とする。

- 2 前項に定める再試験を受けようとする者は、指定した期日までに、「再試験願」（第5号様式）を校長に提出し、手数料規程に定める再試験料を納入しなければならない。
- 3 校長は、前項に定める再試験願を受理後、再試験を行うことが適当と認めたときは、「再試験許可証」（第6号様式）を交付し、再試験を実施する。
- 4 再試験は、100点を最高点とする内容で実施し、得点の上限並びに合格点を60点とする。
- 5 再試験当日に受験できない者及び不正を行った者の取扱いは、第8条第4項及び第5項の規定に準じる。

（成績評価の基準）

第11条 成績の評価は、原則として、第8条から第10条に定める授業科目ごとの試験、追試験、再試験のいずれかの得点及び出席状況等により総合的に行う。

- 2 前項に定める評価の基準は、優（80点以上）、良（70点以上80点未満）、可（60点以上70点

未満)及び不可(60点未満)とし、可以上を合格とする。

- 3 正当な理由が無く、又は無届けで試験を受けなかった者の当該科目の評価は、不合格とする。

(進級の認定及び基準)

第12条 校長は、次の各号のいずれにも該当する者に対して、認定会議を経て進級を認める。

- (1) 教育計画に定める当該学年に履修すべき全ての授業科目を履修し、評価に合格(学則第17条に定める既履修科目の認定を含む)して必要な単位を修得した者
- (2) 出席すべき日数の3分の2以上を出席している者

(卒業認定の基準)

第13条 学則第18条に定める看護学科において卒業を認められる者は、次の各号のいずれにも該当する者とし、決定にあたっては認定会議に諮るものとする。

- (1) 学則第12条第1項別表2に定める履修すべき全ての授業科目を履修し、評価に合格(学則第14条に定める既履修科目の認定を含む)して必要な単位を修得した者
 - (2) 出席すべき日数の3分の2以上を出席している者
- 2 校長は、前項の規定に基づき卒業を認めた者に、「卒業証書」(第7号様式)を授与する。

(推薦)

第14条 卒業後における進路決定にあたり、進学若しくは就職を希望し、当該受験に際し推薦を希望する者は、「推薦希望書」(第8号様式)を校長に提出しなければならない。

- 2 前項に定める推薦希望書が提出されたときは、推薦を希望する者が本校の推薦に値するかについて、これまでの評価等に基づき認定会議において審査を行い、校長が決定する。
- 3 校長は、前項の結果に基づき、推薦をする場合は、「推薦書」(第9号様式)又は提出先の指定様式により推薦書を交付し、推薦をしない場合においてはその旨を通知するものとする。
- 4 前各項に定めるもののほか、推薦に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(原級留置)

第15条 学則第12条第1項別表1に定める進級又は卒業に必要な単位の認定を受けられなかった者は、原級留置とする。

- 2 前項に定める原級留置とした場合、校長は、本人及び保証人に対し「原級留置通知書」(第10号様式)により通知する。

(再履修)

第16条 前条の規定に基づき原級留置となった者が、翌年度以降において未認定単位に係る授業科目の再履修を希望する場合は、指定する日までに「再履修願」(第11号様式)を校長に提出しなければならない。

- 2 校長は、前項に定める再履修願の受理後速やかに、「再履修許可通知書」(第12号様式)を本人及び保証人に通知する。
- 3 前各項に基づき、翌年度以降、原級において授業科目を再履修するにあたっては、当該年度の教育計画に則り、当該授業科目を履修し、評価を受け、単位の認定を受けなければならない。

(聴講)

第 17 条 前条に定める再履修を認められた者、また、学則第 14 条及び看護学科既修得単位認定規程に基づき、既に単位を修得したとして認定を受けた者は、当該授業科目を聴講することができる。

2 前項に定める聴講を希望するときは、「聴講願」(第 13 号様式)により届け出るものとする。

(補則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、看護学科における履修等に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この改正規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

《様式一覧》

項目	条	項	号	様式番号	様式名	備考
追実習	7	2	—	第 1 号様式	追実習願	
		3	—	第 2 号様式	追実習許可証	
追試験	9	2	—	第 3 号様式	追試験願	
		3	—	第 4 号様式	追試験許可証	
再試験	10	2	—	第 5 号様式	再試験願	
		3	—	第 6 号様式	再試験許可証	
卒業認定の基準	13	2	—	第 7 号様式	卒業証書	
推薦	14	1	—	第 8 号様式	推薦希望書	
		2	—	第 9 号様式	推薦書	
原級留置	15	2	—	第 10 号様式	原級留置通知書	
再履修	16	1	—	第 11 号様式	再履修願	
		2	—	第 12 号様式	再履修許可通知書	
聴講	17	1		第 13 号様式	聴講願	